平成２０年（ミ）第２２号

長崎県佐世保市光町177番地２
更生会社　有限会社エース工業
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　清算的計画案立案までの経緯（省略）
第２章　清算的計画案の骨子
第１節　清算的計画案の基本方針
エース工業は、既に清算準備に入っており、本更生計画認可決定の日に解散する。そして、優先的更生債権及び一般更生債権については、保有する現預金、その他資産の売得金または売掛金等の回収金をもって弁済を行い、エース工業は、更生計画認可決定確定後２年以内を目途に清算を終了する。
第２節　更生債権などの弁済方針
1　優先的更生債権
①　公租公課
延滞金等免除後の債権額の全額を更生計画認可決定確定後３カ月以内に一括納付する。
2　一般更生債権
①　確定更生債権額のうち50万円以下の部分
当該部分の確定更生債権額の90％を第１回目の一般更生債権弁済日に一括弁済する。
②　確定更生債権額のうち50万円を超える部分(辻産業の確定更生債権を除く)
当該部分の確定更生債権額の３％を第１回目の一般更生債権弁済日に一括弁済し、さらに、エース工業が保有する現預金、その他資産の売得金または売掛金等の回収金から共益債権の支払いを含めたエース工業の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用（第１回目の弁済額を含む）を控除した額を弁済資金とし、当該弁済資金を別表６（省略）記載の「追加弁済更生債権額の基準値」欄記載の数値（確定更生債権額のうち50万円を超える部分に対し１％を乗じた各数値（小数点以下切捨て）をいい、以下「辻産業以外追加弁済基準値」という）と次号③に定義する辻産業追加弁済基準値の数値とで按分して得られた金額を、辻産業以外の各債権者毎に、第２回目の一般更生債権弁済日に一括弁済する。
③　確定更生債権額のうち50万円を超える部分（辻産業の確定更生債権）
当該部分の確定更生債権額の0.5％を第１回目の一般更生債権弁済日に一括弁済し、さらに、エース工業が保有する現預金、その他資産の売得金または売掛金等の回収金から共益債権の支払いを含めたエース工業の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用（第１回目の弁済額を含む）を控除した額を弁済資金とし、当該弁済資金を別表６（省略）記載の「追加弁済更生債権額の基準値」欄記載の数値(確定更生債権額のうち50万円を超える部分に対し0.1％を乗じた数値（小数点以下切捨て）をいい、以下「辻産業追加弁済基準値」という）と前号②に定義する辻産業以外追加弁済基準値の数値とで按分して得られた金額を、辻産業に対し、第２回目の一般更生債権弁済日に一括弁済する。
第３節　エース工業の解散
エース工業は、更生計画認可決定の日をもって、解散する。
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法（省略）
第４章　弁済資金の調達方法等（省略）
第５章　株主の権利の変更（省略）
第６章　エース工業の措置（省略）
第７章　争いの落着しない権利に関する措置（省略）

東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ミ）第２３号

長崎県佐世保市光町177番地２
更生会社　有限会社スカイアーク
1　決定年月日　平成21年11月30日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　清算的計画案立案までの経緯（省略）
第２章　清算的計画案の骨子
第１節　清算的計画案の基本方針
スカイアークは、既に清算準備に入っており、更生計画認可決定の日に解散する。そして、更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権については、保有する現預金、その他資産の売得金または売掛金等の回収金をもって弁済を行い、スカイアークは、更生計画認可決定確定後２年以内を目途に清算を終了する。
第２節　更生債権などの弁済方針
1　更生担保権
①　不動産に係る更生担保権
①担保不動産の実質売却代金が当該更生担保権を上回った場合には、当該更生担保権額を弁済し、②担保不動産の実質売却代金が当該更生担保権額を下回った場合には、実質売却代金を弁済する。
2　優先的更生債権
①　公租公課
延滞金等免除後の債権額の全額を更生計画認可決定確定後３カ月以内に一括納付する。
3　一般更生債権
①　確定更生債権額が500万円以下である辻産業以外の確定更生債権者の確定更生債権
確定更生債権額の80％を第１回目の一般更生債権弁済日に一括弁済し、さらに、スカイアークが保有する現預金、その他資産の売得金または売掛金等の回収金から共益債権の支払を含めたスカイアークの更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用（第１回目の弁済額を含む）を控除した額を弁済資金とし、当該弁済資金を別表６（省略）記載の「追加弁済更生債権額の基準値」欄記載の数値（確定更生債権額に10％を乗じた数値（小数点以下切り捨て）をいい、以下「辻産業以外追加弁済基準値」という）と次号②に定義する辻産業追加弁済基準値の数値とで按分して得られた金額を、辻産業以外の更生債権者毎に、第２回目の一般更生債権弁済日に一括弁済する。
②　辻産業の確定更生債権
確定更生債権額のうち、500万円以下の部分の金額に80％を乗じた金額と確定更生債権額のうち、500万円を超える部分の金額に５％を乗じた金額との合計額を、第１回目の一般更生債権弁済日に一括弁済し、さらに、スカイアークが保有する現預金、資産の売得金または売掛金等の回収金から、共益債権の支払を含めたスカイアークの更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用等（第１回目の弁済額を含む）を控除した額を弁済資金とし、当該弁済資金を、別表６（省略）記載の辻産業の「追加弁済更生債権額の基準値」欄記載の数値（確定更生債権額のうち、500万円の部分の金額に10％を乗じた数値と500万円を超える部分の金額に６％を乗じた数値（小数点以下切り捨て）との合計数値をいい、以下「辻産業追加弁済基準値」という）と前号①に定義する辻産業以外追加弁済基準値の数値とで、按分して得られた金額を、辻産業に対し、第２回目の一般更生債権弁済日に一括弁済する。
第３節　スカイアークの解散
スカイアークは、更生計画認可決定の日をもって、解散する。
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済・納付方法（省略）
第４章　弁済資金の調達方法等（省略）
第５章　株主の権利の変更（省略）
第６章　スカイアークの措置（省略）
第７章　争いの落着しない権利に関する措置（省略）

東京地方裁判所民事第８部